

## 平成 30 年度 第 1 回 理事懇談会 抄録

日 時 : 平成 30 年 5 月 13 日 (日) 15 : 30 ~ 16 : 15  
場 所 : TKP 赤坂駅カンファレンスセンター  
出 席 : 理 事 : 半田、内山、斉藤、森本  
網本、伊藤、植松、梶村、黒澤、白石、大工谷、高橋 (仁)、  
知脇、中川、中前、藤澤、松井、山根、吉井  
監 事 : 太田、長澤、辺土名  
欠席者 理 事 : 高橋 (哲)、田中、谷口  
監 事 : なし

### I. 協議事項

(全 1 題)

1.平成 29 年度諮問委員会の答申書について

半田会長

学校保健推進検討委員会 (委員長 : 植松 光俊)

#### 【答申内容】

1. 現在、学校保健に関わっている士会や会員を把握し、その成果を収集、蓄積すること。
2. 学校保健の推進には、理学療法士が学校保健領域に介入する意義や目的を明確化し、介入モデルを作成してマニュアルを作成することが望ましい。さらに、会員向けの啓発研修や士会・会員へのマニュアル配布により、学校保健における士会や会員の関わりを推進すること
3. 学校関係者や他職種への啓発、本会としてその効果やエビデンスを明らかにして関係省庁等に対する働きかけや政策提言を行うこと。
4. 学校保健に関する啓発研修を実施するにあたっては、それに続くステップアップとして研修会の受講が認定理学療法士やスクールトレーナーの資格取得の一部要件となるよう、本会生涯学習機構および運動器の健康・日本協会との連携を図ること。
5. 理学療法士免許に加えた教諭免許の取得や学校保健領域に係るエビデンス研究・専門的な教育は学部での科目履修等が望ましいが、まずは大学院または専攻科教育での実施を推奨する。一方で、学部教育の段階において、理学療法士として備えておくべき基礎的な発達障害や障害児への対応等について学ぶ機会を設けるべきである

#### 【主な意見】

- 地域包括ケアシステム推進をふまえて予防の話をする時に、学校保健の他にも、0~6 歳、65 歳以上、障がい児など、全ての関わりを踏まえて長期的な計画全体を俯瞰できるような図があるとよい。
- 「スクールトレーナー」は、学校の支援学級について教育領域に職域を広げて行く事は望まれる、特別免許証が必要になる認定試験、学校教育の中で、教育学の単位を履修させることになる。スクールトレーナーについてのエビデンスになって行くのであれば検討してほしい。
- 雇用側のニーズとして「ぜひ理学療法士を雇用したい」という意見はあまり聞かれない。
- 学校教員の働き方は近年急速に変わってきている。どのような教員を誰に対して使うのか、総論的なニーズを正しく把握したい。
- 特別支援校に一人ずつ理学療法士がいるが、それとは違うかかわり方なのか。教員ではない介入を検討する時に、労働者としての身分や、関わり方、責任の度合いなど検討していかなければいけない。一部

の県では研究補助員という身分で教育現場に入っているが、そういった事例も検討材料として考慮してほしい。

### 選挙制度検討委員会（委員長：大工谷新一）

#### 【答申内容】

#### 1. 役員候補者選挙の投票率改善について

- ① 代議員による選挙にも関わらず、投票率が 100%でない主たる要因としては、失念や異動による連絡ミスであるため、代議員への啓発と選挙広報の充実化を図るべきである。
- ② 広報充実化のため、本会事務局および都道府県理学療法士会は、代議員の連絡先を常に把握し、連絡する手段を整備し、あらゆる手段の広報を行うべきである。

#### 2. 代議員の選出方法について

- ① 代議員選挙に関しては、たとえ無投票当選であっても選挙で選出されていることに変わりはなく、その自覚を促すべきである。
- ② ①のために、代議員の職責義務を提示し、代議員の意識向上を図るべきである。
- ③ 都道府県における代議員の活動を促進すること、協会役員と代議員の意見交換会などを開催することで、選挙と総会以外の場においても、代議員が協会活動に参画していることの意識を向上させる取り組みが望まれる。

#### 3. 選挙制度の改定について

- ① 制度や方法を頻回にわたって変更するのは避け、当面は現行の選挙制度で運用すべきである。

#### 【主な意見】

- 「定数連記投票」の検討については制度を朝令暮改にしないこと、委員会の中でもっと制度自体に踏み込んだ発言があってもよいのかと思う。白票を認めず、一票の格差、派閥、代議員の意見が反映されないことを避けるために有用であると考えます。
- 一票の格差を生じさせないため定数連記投票は継続すべき
- 定数連記投票について、投票する側（代議員）はやりにくさを感じている。このやりにくさがどこから来るものなのか、具体的に検討していくべきではないか。

### 災害時支援システム検討委員会（委員長：中前 和則）

#### 【中間答申内容】

- 1.本会は、理学療法士が行う「生活支援」を明確化し、一般住民への災害時支援システムを構築すべきである。
- 2.本会は、本会事務局内に災害時対策を取り扱う常設部署（例：常設の災害時支援対策室）を設置するべきである。
- 3.本会は、常設の災害時支援対策室（仮）において、平時より災害支援協力者の人材育成及び人材登録（人材バンク）制度を設け災害時に備えるべきである。
- 4.本会は、大規模災害時における活動指針ならびに支援活動マニュアルを策定、災害対策に関する規程等を整備し、本会としての活動方針を明確に示し、都道府県理学療法士会（以下、士会）とも十分な情報共有および連携を図るべきである。
- 5.行政と連携してより円滑な災害支援を行うため、都道府県や各市町村と災害支援に関する協定・覚書等を締結することが望ましい。

#### 【主な意見】

- 「地域包括ケアシステム」の流れで支援を行う方向性で検討してみてはどうか。
- 地域包括ケアシステム関連事業において、すでに健康体操関連などがある。これらについて公衆衛生学会等からのニーズ調査し行政と連携して、生活支援からの円滑な災害支援に結びつけるため、都道府県、

市町村と災害支援に関する協定・覚書等を締結しながら進めるのが良いのではないかと。

- 本会の生涯学習事業の一つである「推進リーダー」取得者は全国で 1 万人を超えている。これに、災害に関するカリキュラムなどを上乗せする形で人材育成も並行して進めてみてはどうか。